

# 基本チェックリストの実施

大川市にお住まいの65歳以上の被保険者のうち、厚生労働者が作成した25問の基本チェックリストにおいて、生活機能に低下がみられた方が「事業対象者」の候補者となります。

その後、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターがご自宅等に訪問、もしくは来所相談にて、日々の暮らしぶりを聞き取り、必要な事業の選定・説明を行い一緒に考えながら利用決定をしていきます。

基本チェックリストと判定基準は以下の通りです。

	No.	質問項目	回答 (いずれかに○をお付け下さい)		点数
生活全般	1	バスや電車で一人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	11~20 点
	2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
	3	預貯金のおし入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	6~10 点
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
	8	15分くらい続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
栄養	11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	11~12 点
	12	身長 cm 体重 kg (BMI= ) (注)			
口腔	13	半年前に比べて硬いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	13~15 点
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
	15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
こもり	16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	16~17 点
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
認知	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ	18~20 点
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
うつ	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	21~25 点
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

該当している項目にチェックしてみましょ

- No. 1~10までの20項目のうち10項目以上に該当 …… 複数の項目に支障
- No. 6~10までの5項目のうち3項目以上に該当 …… 運動機能の低下
- No. 11~12までの2項目のすべてに該当 …… 低栄養状態
- No. 13~15までの3項目のうち2項目以上に該当 …… 口腔機能の低下
- No. 16~17までの2項目のうちNo. 16に該当 …… 閉じこもり
- No. 18~20までの3項目のうち1項目以上に該当 …… 認知機能の低下
- No. 21~25までの5項目のうち2項目以上に該当 …… うつ病の可能性

# 要介護認定の手続き

## 1. 申請する

①申請の窓口は市役所健康課介護保険係です。

申請は、本人のほか家族でもできます。もしくは下記の人や団体に申請の代行を依頼することができます。

- 成年後見人等
- 地域包括支援センター
- 省令で定められた
  - ・指定居宅介護支援事業者
  - ・介護保険施設

※介護保険被保険者証が必要です。

※かかりつけ医の氏名の確認をお願いします。

②申請すると、訪問調査の後に公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

40~64歳の方は第2号被保険者となります。介護保険で対象となる病気(16の特定疾病)が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。

## 2. ①訪問調査

市役所の訪問調査員が、ご自宅または入所・入院先を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。

## ②主治医の意見書

大川市の依頼により主治医が意見書を作成します。

※主治医がいない方は大川市が紹介する医師の診断を受けます。

## 3. 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピューター入力し、一次判定を行います。

## 4. 二次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健医療、福祉の専門家が審査します。要介護度に応じて「非該当」「要支援1~2」「要介護1~5」が判定されます。

## 5. 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

## 要介護認定 Q & A

Q. 訪問調査ではどんな心構えが必要ですか？

A. 利用者の普段の生活や身体の状態を、ありのまま伝えましょう。

訪問調査では「片足で立っているか」「お風呂に一人で入れるか」など、あらかじめ定められた項目について、調査員が質問をします。

そのほか普段の暮らしぶりなどについて聞く場合もありますので、できるだけ具体的に伝えましょう。

認知症の方などは、陽気や時間帯によって状態が違ってきますので、家族が日頃の様子をメモし、伝えたいことを整理しておくとういでしょう。